

食安監発0311第2号
平成27年3月11日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

中国向けに輸出される二枚貝に係る下痢性貝毒の検査について

標記については、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により通知しているところです。

今般、下痢性貝毒を含む貝類については、国際的に機器分析法の導入が進められている現状に鑑み、我が国においても機器分析法を導入することとし、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」（平成27年3月6日付け食安発0306第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により、下痢性貝毒の規制値を0.16mgOA当量/kgと決めました。

なお、オカダ酸群の認証標準品の供給が不安定であるため、「下痢性貝毒（オカダ酸群）検査について」（平成27年3月6日付け食安基発第0306号第3号・食安基第0306第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長・監視安全課長連名通知）により、当面の間においては従前のマウス試験法により試験を実施して差し支えないが、可食部1g当たりの毒量が0.05MU（マウスユニット）を越える結果が得られた場合には、機器分析法によりオカダ酸群の定量を行うこととしております。

つきましては、中国向けに輸出される二枚貝の下痢性貝毒の検査についても上記と同様に取扱われるようお願いいたします。